

2024年9月30日

各位

株式会社 北陸銀行

「ほくぎんNISAプラン」の実施について

ほくほくフィナンシャルグループの北陸銀行（頭取 中澤 宏）は、2024年10月1日（火）より「ほくぎんNISAプラン」を実施いたします。

本プランは、下記の対象お取引をいただいたお客さまに、もれなく現金をキャッシュバックするものです。この機会に、資産運用をご検討の多くのお客さまにご利用いただきますようお願いしております。

当行では、今後とも幅広いお客さまの資産運用ニーズにお応えできるよう、商品・サービスの充実に取り組んでまいります。

記

<プラン概要>

実施期間	2024年10月1日（火）～終了日未定
対象者	個人のお客さま
対象取引	対象取引①および②を行ったお客さま ① NISA口座の開設 ② 上記①を行ったお客さまのうち、以下A、Bいずれかの取引を行った場合 A. 投資信託一括購入…期間累計10万円以上一括購入 B. 積立投資信託契約…月額5,000円以上かつ契約期間の終了年月設定のない積立型投資信託を契約
景品内容	現金キャッシュバック キャッシュバック金額は取引内容によって異なります ・ A、Bの両コースを達成されたお客さま：現金2,000円 ・ A、Bのいずれかのコースを達成されたお客さま：現金1,000円
お申込み方法	北陸銀行のアプリもしくは窓口よりお申込みください。*1
景品進呈時期	各対象期間によって異なります。*2 注：キャッシュバック時期までに指定預金口座をご解約されている場合（相続手続きを含む）は、対象外となります。

*1 「北陸銀行お手続きアプリ」「北陸銀行ポータルアプリ」「ほくぎんダイレクトA」より投資信託口座を開設いただくことが可能です。

*2 対象期間ごとに口座開設期間、購入取引期間、景品贈呈時期が異なります。また、対象取引には諸条件がございます。

以上

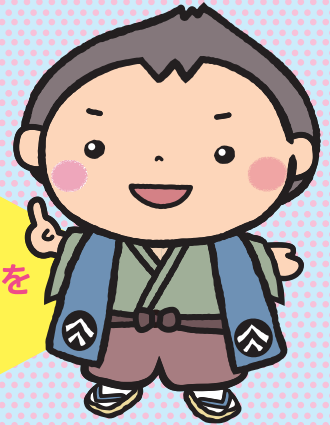
<本件に関するお問い合わせ先>

北陸銀行 リテール推進部 金融商品推進グループ TEL(076)423-7111

ほくぎん

NISA プラン

あなたの
資産運用を
応援!



北陸銀行でNISA口座を開設の上、
まとめてコース・つみたてコースご契約で

最大 **2,000円**
キャッシュバック!

対象のお客さま

当行で初めてNISA口座を開設し、
所定の期間にNISA口座で対象取引
を行ったすべてのお客さま(口座開
設する年の1月1日時点で18歳以上)

1 **まとめて
コース**

NISA口座で
投資信託の一括購入
累計10万円以上で

現金 **1,000円**
キャッシュバック!



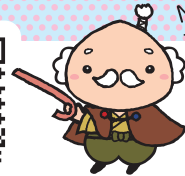
2 **つみたて
コース**

NISA口座で
月額5,000円以上かつ契約終了期限のない
積立投資信託のご契約で

現金 **1,000円**
キャッシュバック!

お客さまへ
お願い

本プランには集計対象期間がございます。また、予告なく内容の変更
または終了することがございます。お手続きの前に必ずホームペー
ジをご確認いただくか、お近くの支店窓口におたずねください。



アプリでの
NISA口座開設方法も
要チェックじゃ!

【プランのお申し込みにあたっての注意事項】

《本プランの注意事項》●本プランは集計対象期間を設けております。口座開設日によって、ご購入・ご契約金額集計期間が異なりますので、お申込の際は必ずHPをご確認いただくか、お近くの支店窓口におたずねください。●お取引条件を満たされた場合、自動的にキャッシュバック対象となるため、プランのお申込は不要です。●キャッシュバックは、集計対象期間終了後2ヶ月以内を目的に投資信託決済口座に入金を予定しております。●キャッシュバックまでに投資信託決済口座のご解約(相続手続きを含む)またはNISA口座および投資信託口座の他の金融機関への移管・閉鎖(廃止)されている場合、その他当行が不適切な取引と判断した場合は本プランの対象外とさせていただきます。●キャッシュバックは課税対象となる場合があります。詳細は所轄税務署にご相談ください。

《対象となるお客さまの条件》●NISA口座を開設する年の1月1日時点で18歳以上の日本にお住まいのお客さま。2024年9月30日時点で当行にNISA口座を開設されていないお客さま。●過去同様の当行の投資信託・NISAキャンペーンにてキャッシュバックの対象でないお客さま。●本プランで一度もキャッシュバックを受け取られていないお客さま。

《NISA口座開設にかかるご注意事項》●NISA口座の開設には「投資信託口座(特定口座)」が必要です。●金融機関変更によるNISA口座開設も本プランの対象です。NISA口座開設は、お手続き日ではなく口座開設日基準で判定いたします。開設には税務署の承認を得る必要があります。承認には日数を要しますので、お客さまの口座開設日およびその集計対象期間をご確認のうえお取引願います。●他の金融機関で既に開設されていたなどの理由により税務署の開設承認が得られなかった場合は本プランの対象外となります。●お申込内容やお手続きの誤りや不備等によりNISA口座開設手続きが完了しなかった場合は本プランの対象外となります。

《購入取引にかかるご注意事項》●各コースのお取引はNISA口座でのご購入およびご契約が対象となります。購入・契約方法(窓口・インターネットバンキング)は問いません。【まとめてコース】●投資信託のご購入は約定日基準にて判定いたします。●購入金額は、集計対象期間中のご購入合計額(お申込手数料・消費税等を含む)にて判定いたします(ご契約によるご購入金額を除く)。●期間中に対象となる購入履歴があれば、解約等で投資信託残高がない場合も本プランの対象となります。【つみたてコース】●積立投資信託のご契約は、初回引き落とし日が集計対象期間中であり、終了年月を設定しないご契約が対象です。●ご契約が複数の場合は合算で判定いたします。また、集計対象期間最終月分の引き落とし合計額をもって条件達成の判定を行います。引き落とし日の設定によっては、初回引き落とし日が集計対象期間内とならない場合がございます。

《投資購入にかかるご注意事項》●投資信託には、ご注文を受付できない日(ファンド休業日)がありますのでご了承ください。●投資信託の取引に関しては、裏面に記載の「投資信託に関する留意点」を必ずお読みください。

NISA制度の基本

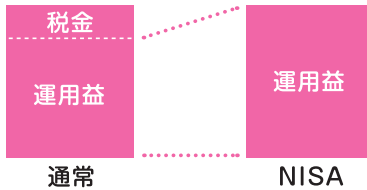


通常、投資の運用益には税金が課せられますがNISAは非課税!

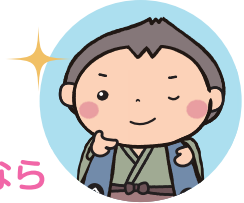
課税率 20.315% ▶ 0%

★例えば20万円の利益が出た場合

課税されると約4万円が引かれます。



NISAなら非課税なので運用益はそのまま!



2024年1月よりNISA制度が新しくなりました!

新NISA 3つのポイント

1 非課税投資枠の大幅拡大

一般NISAは年間120万円、つみたてNISAは年間40万円が上限でしたが、新しいNISAでは成長投資枠が年間240万円、つみたて投資枠が年間120万円の合計360万円と大幅拡大されました。

2 非課税期間無期限

これまで一般NISAは5年間、つみたてNISAは20年間と非課税保有期間が限られていましたが、新しいNISAでは無期限となりました。

3 つみたて&成長投資枠併用OK

これまで一般NISAとつみたてNISAの併用が出来ませんでしたが、新しいNISAではそれぞれ、「成長投資枠」「つみたて投資枠」として併用可能に。二ーズに合わせて使いやすくなりました。



	新NISA		2023年までのNISA	
	成長投資枠	つみたて投資枠	一般NISA	つみたてNISA
非課税保有期間	無期限		5年間 (2027年末まで)	20年間 (2042年末まで)
年間投資枠	240万円	120万円	120万円	40万円
非課税保有 限度額(総枠)	1,800万円(うち成長投資枠1,200万円) (枠の再利用可)		600万円 (枠の再利用不可)	800万円 (枠の再利用不可)
対象商品	上場株式・投資信託等 (除外あり)	長期の積立・分散投資に 適した一定の投資信託	上場株式・投資信託等	長期の積立・分散投資に 適した一定の投資信託

アプリからもNISA口座開設や投資信託の購入ができます。

そりゃ便利やね!



NISAのさらに詳しい説明はこちらから!

《投資信託に関する留意点》●投資信託は預金ではなく、預金保険制度の対象ではありません。●投資信託は、元本・分配金が保証された商品ではありません。●投資信託は、次の要因によりお受取額が投資元本を下回ることがあります。○組み入れ有価証券(株式・債券等)等の価値変動(価格変動リスク)があります。○組み入れ有価証券(株式・債券等)等の発行者の信用状態の悪化によるリスク(信用リスク) 国債・財務状況等の変化およびそれに関する外部評価の変化等によるリスク(カントリーリスク)があります。○外資建て資産に投資するものは、この他に為替相場の変動によるリスク(為替変動リスク)があります。【詳しくは各ファンドの目録見書および目録見書補完書面等をご確認ください。】●投資信託のお申し込みにあたっては、当行所定の申込手数料がかかるほか、保有期間中には信託報酬がかかります。また一部ファンドには、換金時に信託財産留保額が基準価額から差し引かれるものがあります。●お申込手数料は、お申込金額(1口あたりの基準価額×お申込口数)に対しての料率です。お支払総額は、お申込金額にお申込手数料額および手数料金額に係る消費税相当額を加えた金額です。●信託財産留保額は、基準価額に各ファンド所定の料率を乗じて計算されます。詳しくは各ファンドの目録見書および目録見書補完書面等をご確認ください。●一部のファンドには、信託期間中に中途換金できないものや、特定日にしか換金できないものがあります。詳しくは各ファンドの目録見書および目録見書補完書面等をご確認ください。●お申込手数料・信託報酬等は銘柄によって異なり、またお客様の負担となる手数料等の合計額は、お客様の運用期間等によって異なるため、事前に表示することはできません。●投資信託の運用による損益は、投資信託を購入されたお客さまに帰属します。●北陸銀行で購入された投資信託は投資者保護基金の対象ではありません。●投資信託は設定・運用を投信会社が行う商品です。●お申し込みの際は、購入されるファンドの最新の目録見書および目録見書補完書面等をお渡ししますので、必ず内容をご確認のうえ、ご自身でご判断ください。目録見書等は北陸銀行の本支店等にご用意しております。

《NISA制度に関する留意点》●北陸銀行でのNISA口座(以下、「口座」といいます)対象商品は公募株式投資信託のみです。上場株式、上場投資信託(ETF)、不動産投資信託(REIT)等は取り扱っておりません。●口座で発生した譲渡損は、他の課税口座で発生した収益と損益通算できません。譲渡損はないものとされ、課税口座で発生した収益との損益通算や、確定申告による損失繰り延べはできません。●NISA制度では同一年において1人1口座に限り開設いただけますので、複数の金融機関に重複して申込みすることはできません。●一定の手続きのもとで、金融機関の変更が可能です。金融機関の変更をおこない、複数の金融機関で口座を開いた場合でも、各年において1つの口座でしか公募株式投資信託等を購入することができます。また、口座内の公募株式投資信託等を変更後の金融機関に移管することもできません。なお、金融機関を変更しようとする年分の非課税管理勘定(以下、「非課税投資枠」といいます。)*で、すでに公募株式投資信託等を購入していた場合、その年分について金融機関を変更することはできません。*非課税管理勘定とは、金融機関において、他の課税対象となる口座と区分するために口座内において設けられる勘定です。●口座は原則、特定口座としてご利用いただいている投資信託口座に追加して開設します。口座開設にはマイナンバーの告知が必要となります。●1年間の非課税投資枠の上限額は成長投資枠が240万円、つみたて投資枠が120万円であり、両方の枠を使用することも可能です。●現在、課税口座で保有している公募株式投資信託等をNISA口座へ移管することはできません。●NISA制度を利用してご購入いただいた投資信託は無期限で保有することができます。●非課税で保有できる限度額は、1,800万円(うち成長投資枠1,200万円)であり、これを超過した非課税投資はできません。●分配金受取型の投資信託で、分配金が元本払戻金(特別分配金)になる場合、非課税のメリットはありません。●分配金再投資型の投資信託の場合、分配金の再投資は、「NISA優先(成長投資枠・つみたて投資枠)」として投資します。ただし、それぞれ非課税限度額を超過する場合は超過分は課税扱いになります。また再投資の結果積立買付で限度額超過分となる部分は課税扱いになります。●同一銘柄でNISA(一般NISA・ジュニアNISA・成長投資枠・つみたてNISA・つみたて投資枠)利用の投資信託を一部解約する場合は、先に取得したものから解約(売却)になります。●NISA(成長投資枠・つみたて投資枠)で保有する商品が解約すると、解約により非課税保有額が減少します。減少した分は、翌年以降、年間投資枠の範囲内で新たな商品の購入に利用することが可能です。●解約により非課税保有額が減少する額は、簿価であり時価ではありません。また翌年の年間投資枠の上限額が増えることはありません。●つみたて投資枠では、つみたて投資枠に係る積立契約(非課税累積投資契約)の締結に基づき定期かつ継続的な方法により公募株式投資信託を購入します。●つみたて投資枠では、つみたて投資枠に係る積立契約(非課税累積投資契約)により購入された公募株式投資信託等の信託報酬等の概算値が原則として年1回通知されます。●つみたて投資枠では基準経過日(初めて特定累積投資勘定を設けた日から10年を経過した日、および同日の翌日以後5年を経過した日)から1年を経過する日までの間に住所、氏名を確認させていただきます。確認できない場合は特定累積投資勘定への受け入れができなくなります。●NISA制度に関する留意事項は2024年1月4日時点のものであり、今後変更される可能性もあります。